

日本複素環化学研究所  
サイト・ライセンス契約書  
(学術用)

第 1 条 主要な用語の定義

1.1 この契約書において、下記の用語は以下に示す意味を有する。

「出版社」	株式会社日本複素環化学研究所をいう。
「ライセンシー」	末尾に署名した者をいう。
「許諾場所」	添付の別表 1 に記載されたライセンシーの学術機関、学校、研究所、オフィスおよびその他の場所をいう。
「正規ユーザー」	ライセンシーの許諾場所の現学部メンバー、その他の職員（正規職員、臨時職員、派遣職員または訪問職員であるかを問わない）、および現に就学中の個人であって、ライセンシーの許諾場所においてまたは正規ユーザーが勤務または就学しているその他の場所（正規ユーザーのオフィス、住宅、社宅および寮を含む）から許諾場所の指定ネットワークへのアクセスを許された者をいう。
「商業使用」	許諾物の販売、再販売、リース、貸与、譲渡、貸付またはその他の方法での利用による金銭その他の対価を得る目的で行われる使用（ライセンシーまたは正規ユーザーによる使用であるか、それらの者のための使用であるかを問わない）をいう。直接的経費をライセンシーが正規ユーザーから回収することは、商業使用とはみなされない。
「料金」	許諾物へのアクセスの対価としてライセンシーと出版社が合意した料金であって、添付の別表 2 に記載されたものをいう。
「許諾物」	別表 3 に記載されたバックファイルを含む「ヘテロサイクル」誌のウェブ版をいう。
「特定ネットワーク」	ログイン時およびその後可能な最善の方法で定期的に本

人であることが認証された正規ユーザーであって、ライセンサーの規則に服する者のみがアクセスできる許諾場所の中のネットワーク（インターネット上のバーチャル・ネットワークを含む）をいう。

「購読期間」 別表 4 に記載されたこの契約の期間中の暦年又はその一部をいう。

## 第 2 条 著作権

2.1 許諾物は日本国の著作権法および国際条約により保護されたものであり、許諾物に関するすべての著作権は出版社に帰属する。この契約において明示的に規定されているものを除いて、許諾物に関するいかなる権利もライセンスもライセンサーおよび正規ユーザーに許諾されるものではない。

## 第 3 条 合意

3.1 出版社はライセンサーに対して、この契約の条件に従って、正規ユーザーに研究、教育および私的学習の目的で許諾場所から特定ネットワークを介して許諾物にアクセスを与える非独占的で譲渡不可能の権利を許諾することに同意する。ライセンサーは別表 2 に規定された料金を支払うことに同意する。

## 第 4 条 許された使用

4.1 下記第 5 条に規定された場合を除いて、ライセンサーは以下のことを行うことができる。

4.1.1 正規ユーザーに指定ネットワークを介してサーバーから許諾物にアクセスすることを許可すること。

4.1.2 特定ネットワーク上のライセンサーのサーバーに許諾物をロードすること。

4.1.3 正規ユーザーの効率的な使用を確保する必要があるとき、許諾物の全部又は一部をキャッシュ又は複製することによって、一時的にその場限りの電子コピーを作ること。ただし、許諾物の複製を正規ユーザーに与えてはならない。

4.1.4 正規ユーザーに許諾物および他の出版社からライセンスされたすべての類似の物について、統合したアクセスを与え、さらに著者、文献タイトル、要旨

及びキーワードの統合されたインデックスを提供すること。

- 4.1.5 個人の正規ユーザーの要求に応じて、個々の文献のプリントまたは電子コピーを提供すること。
  - 4.1.6 内部使用またはテストの目的もしくは正規ユーザーまたはそのグループのトレーニングの目的で、許諾物の表示、ダウンロードまたはプリントを行うこと。
- 4.2 日本国の著作権法に従い、さらに下記第 5 条に規定された場合を除いて、正規ユーザーは以下のことを行うことができる。
- 4.2.1 許諾物を検索、閲覧すること。
  - 4.2.2 個人使用の目的で許諾物の個々の文献または項目を電子的に保存すること。
  - 4.2.3 許諾物の一部のコピーをプリントすること。
  - 4.2.4 許諾物の個々の文献または項目のコピーをプリントまたは電子形態で他の正規ユーザーに配布すること。なお、本項はライセンサーの教育施設のクラスで教育目的のために生徒である各個人正規ユーザーにコピーを配布することを含む。
- 4.3 ライセンサーは、インター・ライブラリー・ローン（ILL）の要請があった場合、下記第 5 条の制限の下で、研究又は私的学習（商業使用でないこと）への使用目的のために、ライセンサーと同じ国の他の学術機関のライブラリーの正規ユーザーに対して、許諾物の一部である個々の文献のコピーを郵便、ファックス又はインターネット経由その他の電子送信によって提供することができる。
- 4.4 ライセンサーは、下記第 5 条の制限の下で、ウォークイン・ユーザーに対して研究又は私的学習（商業使用でないこと）への使用目的のために、許諾場所から特定ネットワークを介して許諾物にアクセスを与えることができる。「ウォークイン・ユーザー」とは、現在ライセンサーの許諾場所の正規ユーザーではないが、ライセンサーのウォークイン・ユーザー・サービスを通じてライセンサーの電子文献に対してアクセスが与えられている者をいう。

## 第 5 条 禁止された使用

- 5.1 ライセンサーも正規ユーザーも以下のことを行ってはならない。

- 5.1.1. 許諾物に表示されている著者名、出版社の著作権表示、特定のための表示、責任否認文言等を消去すること。
- 5.1.2. 特定ネットワーク以外に、インターネットおよびそれらに類する電子ネットワーク上に許諾物の一部たりとも掲載したり、配布すること。
- 5.1.3. 通常の使用の範囲を超えて組織的、系統的または網羅的にダウンロードすること。たとえば、以下のことが含まれる。
  - － ダウンロード支援ソフトによるダウンロード
  - － 一つの巻の大半のダウンロード
- 5.2 ライセンシーまたは正規ユーザーが以下のことを行うには、出版社の明示的な書面による許可を得なければならない。
  - 5.2.1 許諾物の全部または一部を商業使用の目的で使用する。
  - 5.2.2 許諾物の全部または一部を正規ユーザー以外の者に組織的、系統的又は網羅的に配布すること。
  - 5.2.3 許諾物そのもの、許諾物に基づくもの、またはそれらを他の物と結合したものを、この契約で許可された方法以外で、出版し、配布し、または利用させること。
  - 5.2.4 コンピューター・スクリーン上で正規ユーザーに見せるために必要な限度を除いて、許諾物を変更し、圧縮し、調整し、または修正すること。
- 5.3 この契約で許諾された権利およびライセンスは、許諾場所内でライセンシーおよび正規ユーザーが許諾物にアクセスすることに限られる。ライセンシーはいかなる者に対しても、許諾場所外のネットワークを経由して許諾物へのアクセスを与えてはならない。許諾場所以外の場所からのアクセスは、当該場所を対象にした別の契約を出版社とライセンサーとの間で締結し、その契約によってのみ行うことができる。

## 第 6 条 履行の約束

- 6.1 出版社はライセンシーに対して、この契約において予定されている方法で使用された場合、許諾物は第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しないことを保証する。出版社は、ライセンシーに対してなされたこれらの権利の侵害または侵害の主張に係るクレームに基づく訴訟により生じる損失、損害、費用、責任および経費（法律その他

の専門家の合理的報酬を含む) について、ライセンサーを補償し、損害を与えない。この補償は、この契約が理由の如何を問わず終了した後 3 年間存続する。ライセンサーがこの契約において許されていない方法で許諾物を修正した場合には、この補償は適用されない。

## 6.2 出版社は以下のことを行う。

6.2.1 ライセンサーに対して、出版社のサーバーまたは第三者のサーバーを經由して許諾物の使用を可能にすること。出版社は、許諾物に適用されると予想される仕様の変更について、少なくとも 30 日前までにライセンサーに通知する。

6.2.2 この契約の対象物である雑誌の印刷版が発行される日の営業時間開始までに電子コピーを利用できるように合理的努力を行うこと。特定の雑誌について技術的理由でこれができない場合には、すみやかに当該雑誌およびその理由を明らかにする。

6.2.3 ライセンサーに対して、購読期間の開始から 30 日以内に、許諾物にアクセスするための十分な情報を提供する。

6.2.4 通常のメンテナンスを除いて、ライセンサーおよび正規ユーザーが許諾物を 24 時間常時利用できるようにし、サービスの中断や停止が発生した場合、できる限り速やかに許諾物へのアクセスを復旧すべく、あらゆる合理的努力をする。

## 6.3 出版社は、出版する権利がなくなったもの、著作権を侵害すると思われるもの、名誉毀損、違法またはその他の違反に該当すると思われるもの、もしくはその一部を、いつでも許諾物から削除する権利を留保する。

## 6.4 ライセンサーは以下のことを行う。

6.4.1 許諾物に関する知的財産権を尊重することの大切さ、およびそれを守らない場合にライセンサーが課す罰則を、正規ユーザーに周知させるために合理的努力をすること。

6.4.2 正規ユーザーにこの契約の条件を知らせ、不正使用やこの契約の違反から許諾物を保護するために合理的努力をすること。

6.4.3 使用状況を監視し、不正使用またはその他の違反に気づいたときは直ちに出版社に通知し、かかる行為を停止させ、さらに再発を防止するために、懲罰

手続きを含むすべての合理的で適切な手段を講ずること。

6.4.4 パスワードまたはその他のアクセス情報を正規ユーザーに対してのみ発行し、正規ユーザーがパスワードまたはその他のアクセス情報を第三者に漏らさないようにさせるために、すべての合理的努力をすること。

6.4.5 正規ユーザーだけに許諾物のアクセスを許すことに合理的努力をすること。

6.5 各当事者は他方の当事者の知的財産権、秘密情報及び財産権を保護するために最善の努力をする。

## 第 7 条 期間および終了

7.1 この契約は、別表 4 に記載された購読期間中有効である（添付の別表 3 により詳しく規定されている）。その後は、いずれか一方の当事者が他方の当事者に対して、その時点で有効な期間の終了の 30 日前までに、更新しない旨の書面による通知をしないかぎり、自動的に 1 年間毎の追加的購読期間、更新される。

7.2 更新されない場合の自動的終了に加えて、この契約は以下の場合に終了する。

7.2.1 ライセンシーが出版社の著作権またはその他の知的財産権を故意にまたは継続的に侵害した場合、もしくは使用権に関する第 4 条の規定または使用の禁止を規定した第 5 条に故意にまたは継続的に違反した場合。

7.2.2 ライセンシーがこの契約に規定されている料金の支払いを怠り、出版社から書面による通知後 10 日以内に支払いを完了しない場合。

7.2.3 ライセンシーがこの契約の他の規定の重要な違反又は継続的な違反を違反の是正が可能であるにもかかわらず、出版社からの書面による通知後 30 日以内に違反を是正しない場合。

7.2.4 出版社がこの契約の重要な違反または継続的な違反を行い、違反の是正が可能であるにもかかわらず、ライセンシーからの書面による通知後 30 日以内に違反を是正しない場合。

7.2.5 いずれかの当事者が支払不能になった場合、もしくは破産法または類似の法律の対象になった場合。

7.3 この契約の終了とともに、両当事者のすべての権利および義務は自動的に終了する。

- 7.4 理由の如何を問わず、この契約の終了とともに、ライセンサーは許諾物を正規ユーザーに配布すること、および利用させることを、直ちに終了する。また、ライセンサーはライセンサーのサーバーに保存されている許諾物がある場合には、直ちにそれを消去する。
- 7.5 第 7.2.4 項または第 7.2.5 項に規定された事由でライセンサーがこの契約を終了した場合、出版社は購読期間のうち未経過期間に対する支払済みの料金を直ちに返済する。それ以外の理由でこの契約が終了した場合、出版者は料金を返済することを要しない。
- 7.6 この契約の終了後も、出版社は正規ユーザーに対して、許諾物（バックファイルを除く）のうち購読期間中に出版され料金が支払われた部分に対して継続してアクセスを与える。ただし、本契約の終了が第 7.2.1, 7.2.2 又は 7.2.3 項に規定されたライセンサーの違反による場合は、継続的アクセスは違反発生の日までに出版された許諾物に対してのみ与えられる。本契約の終了後も、継続的アクセスが与えられる許諾物については本契約に基づくライセンサーの義務は継続して適用される。

## 第 8 条 一般条項

- 8.1 この契約は、この契約の対象事項に関する両当事者間のすべての合意を含んでおり、すべての過去のやりとり、了解事項及び合意（口頭であるか、書面であるかを問わない）に優先する。
- 8.2 この契約及びその別表に対する変更は、書面に記録し、両当事者によってサインまたは記名捺印された場合にのみ有効である。
- 8.3 いずれの当事者も、他方の当事者の事前の書面による同意なしに、この契約を他の者または組織に譲渡することができない。ただし、他方の当事者はその同意を不当に拒んではならない。
- 8.4 一方の当事者から他方の当事者に対する通知は、この契約に記載された名宛人の住所（または一方の当事者から他方の当事者に通知の宛先として知らせたその他の住所）に宛て、支払済みの書留郵便で送られるものとする。これらの通知はすべて投函後 14 日以内に到着したものとみなされる。
- 8.5 支配を超える事情（戦争、ストライキ、天変地裁、政府の規制、電力・通信網・インターネットの不通、ネットワーク施設の損傷または破損を含むが、それらに限られない）の結果、いずれかの当事者がこの契約の履行に遅滞しまたは履行できなかった場合、この契約の違反とはみなされない。

8.6 この契約は日本国の法律に準拠し、解釈される。この契約から生じるまたはそれに関して発生するすべての紛争は日本国東京の裁判所の管轄に服することに両当事者は合意する。

この契約に同意する。

年 月 日

出版社：

日本国東京都港区元赤坂 1 - 7 - 1 7  
株式会社日本複素環化学研究所  
代表取締役 亀谷 紘一 印

ライセンシー：

(住所) \_\_\_\_\_  
(名称) \_\_\_\_\_  
(代表者) \_\_\_\_\_ 印